

絡橋公団法が廃止されるとともに、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が解散すること等に伴い、次に掲げる規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 環境の保全と創造に関する条例施行規則
- 2 環境影響評価に関する条例施行規則
- 3 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則

●交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第12号）

- 1 新たに西脇市、たつの市、佐用町及び新温泉町が設置されることに伴い、兵庫県西脇警察署、兵庫県龍野警察署、兵庫県佐用警察署及び兵庫県浜坂警察署の交番・駐在所について所要の整備を行うこととした。
- 2 兵庫県三木警察署吉川交番の新設並びに兵庫県三木警察署渡瀬駐在所及び稲田駐在所の廃止に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 3 兵庫県明石警察署西明石交番の移転に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 4 町名の変更に伴い、兵庫県垂水警察署多聞交番、兵庫県神戸西警察署富士見が丘交番、兵庫県尼崎中央警察署御茶屋橋交番、兵庫県川西警察署猪名川パークタウン交番、兵庫県三木警察署本町交番、兵庫県相生警察署中央通交番について所要の整備を行うこととした。
- 5 その他所要の整理を行うこととした。

●兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第13号）

新たにたつの市及び佐用郡佐用町が設置されることに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

規 則

環境の保全と創造に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年9月30日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第71号

環境の保全と創造に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第35条を次のように改める。

第35条 削除

（環境影響評価に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 環境影響評価に関する条例施行規則（平成9年兵庫県規則第68号）の一部を次のように改正する。

別表第3 1の項(3)中「第3条第1項若しくは第4項」を「第3条第1項若しくは第6項」に改め、「同法第7条の3第1項の規定による認可の申請」を削り、「第7条の12第1項」を「第10条第1項」に、「第8条第1項」を「第18条第1項」に改め、同項中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、同表14の項中(3)を削り、(4)を(3)とする。

（産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例施行規則（平成15年兵庫県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「次に掲げる公共的団体」を「地方道路公社」に改め、同項各号を削り、同条第3項中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とする。

別表第2第1中1及び2を削り、3を1とし、4を2とし、5を削り、6を3とし、7から17までを4から14までとし、同表第2中2及び3を削り、4を2とし、5を3とし、6を削り、7を4とし、8から18までを5から15までとする。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

告 示

兵庫県告示第1044号

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成4年法律第76号）第5条第1

項の規定により、地方拠点都市地域を次のように変更し、平成17年10月1日から適用する。

平成17年 9 月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

地方拠点都市地域の名称	変更後の区域	変更前の区域
播磨地方拠点都市地域	姫路市、加古川市、たつの市、高砂市、 稲美町、播磨町、夢前町、福崎町、香寺 町、太子町	姫路市、加古川市、高砂市、稲美町、播 磨町、夢前町、福崎町、香寺町、揖保川 町、御津町、太子町

兵庫県告示第 1045 号

平成17年10月1日から西脇市、多可郡黒田庄町を廃し、その区域をもって新たに西脇市を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条第1項第1号の規定に基づき、多可郡の人口を次のとおり告示する。

平成17年 9 月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

25,331人

兵庫県告示第 1046 号

平成17年10月1日から龍野市、揖保郡新宮町、同郡揖保川町及び同郡御津町を廃し、その区域をもって新たにたつの市を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条第1項第1号の規定に基づき、揖保郡の人口を次のとおり告示する。

平成17年 9 月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

31,960人

兵庫県告示第 1047 号

平成17年10月1日から西脇市、多可郡黒田庄町を廃し、その区域をもって新たに西脇市を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第1項第1号の規定に基づき、同市の人口を次のとおり告示する。

平成17年 9 月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

45,718人

兵庫県告示第 1048 号

平成17年10月1日から龍野市、揖保郡新宮町、同郡揖保川町及び同郡御津町を廃し、その区域をもって新たにたつの市を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第1項第1号の規定に基づき、同市の人口を次のとおり告示する。

平成17年 9 月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

83,207人

兵庫県告示第 1049 号

平成17年10月1日から佐用郡佐用町、同郡上月町、同郡南光町及び同郡三日月町を廃し、その区域をもって新たに佐用町を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第1項第1号の規定に基づき、同町の人口を次のとおり告示する。

平成17年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

22,337人

兵庫県告示第 1050 号

平成17年10月 1 日から美方郡浜坂町、同郡温泉町を廃し、その区域をもって新たに新温泉町を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第 1 項第 1 号の規定に基づき、同町の人口を次のとおり告示する。

平成17年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

18,601人

兵庫県告示第 1051 号

昭和43年兵庫県告示第1189号（民生委員・児童委員の定数等）の一部を次のように改正し、平成17年10月 1 日から適用する。

平成17年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 中「龍 野 市 71」を「た つ の 市 155」に、「西 脇 市 70」を「西 脇 市 87」に、

「多 可 郡		「多 可 郡	
中 町		中 町	
加 美 町		加 美 町	
八 千 代 町		八 千 代 町	
黒 田 庄 町		黒 田 庄 町	

「揖 保 郡		「揖 保 郡	
新 宮 町		新 宮 町	
揖 保 川 町		揖 保 川 町	
御 津 町		御 津 町	
太 子 町		太 子 町	

に改める。

2 中「龍 野 市 3」を「た つ の 市 9」に、「西 脇 市 3」を「西 脇 市 5」に、

「多 可 郡		「多 可 郡	
中 町		中 町	
加 美 町		加 美 町	
八 千 代 町		八 千 代 町	
黒 田 庄 町		黒 田 庄 町	

「揖 保 郡		「揖 保 郡	
新 宮 町		新 宮 町	
揖 保 川 町		揖 保 川 町	
御 津 町		御 津 町	
太 子 町		太 子 町	

改める。

3 の表中、

加古川市	加 古 川	加古川校区 鳩里校区
	氷 丘	氷丘校区 氷丘南校区
	加古川北	神野校区 陵北校区 八幡校区